

令和 5 年 6 月 29 日現在

機関番号：32687

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K13596

研究課題名（和文）「帝国」日本における司法秩序の形成過程の解明

研究課題名（英文）The Formation Process of the Judicial System in Imperial Japan

研究代表者

岡崎 まゆみ (Okazaki, Mayumi)

立正大学・法学部・准教授

研究者番号：60724474

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：植民地朝鮮の裁判所では、現地社会のニーズに対応するため裁判官の裁量が広く認められていた。その結果、朝鮮総督府の行政方針や内地の大審院判決とは異なる独自の法解釈が形成されることがあった。さらにその朝鮮独自の法解釈の一部は、同時代のみならず戦後日本の司法判断にも影響を与えた。朝鮮から日本へ、このような法域を超える法解釈の伝播を可能にした要因は、直接的・間接的に日本が関与した朝鮮における裁判の近代化と法学教育を経験した人的資源の継続的供給であった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本近代法史において研究蓄積の乏しい「植民地法」に注目し、植民地法が東アジア地域における「近代法」化に与えた影響、あるいは翻って植民地法によって日本が受けた影響、という地域間の法の相互作用に注目する本研究は、法史学界に新たなインパクトを与えることができると考える。さらに、東アジア地域における近代法のグローバル化と現地社会の相互作用の側面にも注目することで、植民地法研究を単に「歴史認識」問題に終始させず、現代的な問題（法整備支援等）への応用可能性も探究することができよう。

研究成果の概要（英文）：In the courts of colonial Korea, judges were allowed wide discretion in order to respond to the needs of the local society. As a result, the courts sometimes formed their own legal interpretations that differed from the administrative policies of the Office of the Governor-General of Korea and the decisions of Daishin-in. Furthermore, some of the unique legal interpretations in colonial Korea influenced not only the contemporaneous Japanese courts but also postwar Japan.

The factors that enabled the propagation of legal interpretations across jurisdictions from Korea to Japan were the modernization of courts in colonial Korea and the continuous supply of human resources experienced in legal education, both of which directly and indirectly involved Japan.

研究分野：法史学

キーワード：植民地法 司法制度 朝鮮総督府 朝鮮高等法院 司法統一 法律家養成 帝国日本 法の伝播

## 1. 研究開始当初の背景

### I 研究の視座

日本近代法史研究は、これまで西洋法継受を通じた近代日本の立法史を中心に展開されてきた。しかし「帝国」としての近代日本を考察する場合には、一国史的法史像を脱却し、植民地統治を含む観点が不可欠である。また植民地法が東アジア地域における「近代法」化に与えた影響、あるいは翻って植民地法によって日本が受けた影響、という地域間の法の相互作用への注目も重要であろう。それゆえ、本研究課題実施者(以下、実施者)は日本近代法史の射程について、従来行われてきた西洋法継受の過程解明だけでなく、東アジア地域に対する「近代法」の伝播過程にまで拡大して捉えるべきだと考える。

### II 本研究課題の前提

Iで述べた視座のもと、実施者はこれまで次のことを明らかにしてきた。すなわち、植民地朝鮮における司法は、統治行政府(朝鮮総督府)の政治的性格を色濃く反映する存在、あるいは本国の大審院判決を請け売りする存在として認識されがちだが、実際には、現地社会の法的ニーズに対応すべく、特に朝鮮高等法院においては、総督府の行政方針とも大審院の判断とも異なる、独自の法解釈を展開する現象が見られた。朝鮮高等法院によるこのような独自の法解釈現象は、従来定説化していた本国政府や総督府に従属する植民地司法のイメージに再考を促しうる契機となろう。

では、植民地司法の独自の法解釈現象は、単に現地社会での意義にとどまる、「帝国」の周縁での現象に過ぎなかったのだろうか。あるいは「帝国」内で共有しうる意義をもつものとして、本国・植民地間をまたぐ動態的な観点から理解すべきなのだろうか。この問題の解明は、「帝国」日本の司法秩序をより立体的に理解するために有益であろう。

## 2. 研究の目的

1-IIの問題を解明するため、本研究課題は次の3点に着目し、【裁判を通じた「帝国」日本の司法秩序の形成過程】を通じて、「近代法」の伝播によって展開された植民地朝鮮と日本との間の法の相互作用の一端、およびその背景を明らかにすることを目的としている。

- ① 植民地朝鮮の裁判所による独自の法解釈の実相。
- ② 上記①に対する在朝鮮・在本国の法律実務家や法学者の反応。
- ③ 上記①②の一連の事象を通じて本国司法へ与えた影響。

## 3. 研究の方法

主として以下2つの資料群の収集・分析を通じて検討した。

- ① 植民地朝鮮及び本国(戦後日本を含む)における裁判資料(特に民事裁判に注目)。
- ② 法律実務家(特に裁判官・弁護士)、法学者による著作物。

#### 4. 研究成果

本国と植民地朝鮮は別の法域を形成しており、朝鮮高等法院は現地社会のニーズに応じて、朝鮮総督府の行政方針や本国の判決(特に大審院判決)とは異なる、あるいは全く新しい独自の法解釈によって事案を処理することが可能であった(実際にそのようなケースがあった)。ところがこのような状況に対して、法実務上の要請から、本国と朝鮮との「司法権統一・法規解釈の統一」の潮流が現れる。特に 1930 年代には、法律実務家(弁護士)を中心として本国の法実務との統合を目指す運動が顕著になった [2019A]。

一方、京城帝国大学の法学者に注目してみると(本課題では民事法学を対象としている)、実務家からの採用が多かった京城帝国大学の民事法学者にとって、その学問空間はあくまで本国の地理的延長線上の“ポストのひとつ”という認識が強かった。そのため、(朝鮮的なもの)へ学問的関心を寄せた者はほとんどなく、朝鮮高等法院によって独自の法解釈がなされた場合でも、それに対する評価基準として本国の学問状況や大審院判決を重視していた [2019B]。

背景は異なるものの、朝鮮における法律実務家も法学者も、本国と朝鮮が別の法域である前提を特段問題とせず(植民地の裁判所だけが、別の法域であることを強く意識していたが)、法解釈の統合を当然視した結果、朝鮮高等法院による独自の法解釈が、同時代の本国のみならず、戦後日本の裁判においても参照される現象が生じている。実施者の調査によると、戦後日本では概ね、朝鮮高等法院を控訴院(戦前)と同レベルの機関として位置付けており、その判旨を法解釈の先例として活用している例がみられた。この現象を通じて、植民地裁判所による独自の法解釈が法域を超えて、戦前の本国のみならず、戦後日本にも(伝播)していると捉えることができよう [2019B]。(※2023 年以降に具体的な事例研究を発表予定)



このような法解釈の伝播を可能にした条件について、本研究課題では裁判制度と人的資源に注目した。

1890 年代後半、朝鮮における「裁判の近代化」の確立は統治上の重要課題のひとつに位置付けられたが、訴訟観や裁判組織は併合以前より早々に、日本の影響下で近代的なシステムに転換が図られ [2019C]、その動

力となった法律家は、朝鮮人であれ日本人であれ民族的な属性を超えて、直接的・間接的な日本の法学教育といういわば「共通言語」を共有する者たちによって占められていた。別の法域にあっても、日本の影響下で構築された近代的司法システムに対して「共通言語」をもつ法律家を継続的に供給したことが、本国(戦後日本)へ伝播する法解釈の形成を植民地朝鮮において可能にした最大の要因であったと考える [2020]。

[参考文献]

岡崎まゆみ(2019A)「外地・朝鮮の内地人弁護士による朝鮮認識(3): 1930年代・『法政新聞』にみる」, 法史学研究会会報 22

岡崎まゆみ(2019B)「「帝国」としての民法学: 京城帝国大学の民法学者を中心に」, 松田利彦編著『植民地帝国日本における知と権力』思文閣出版

岡崎まゆみ(2019C)「旧韓末の日本影響下における「訴訟観」の変化」, 松本尚子編『法を使う/紛争文化 法文化叢書 17』

岡崎まゆみ(2020)「朝鮮における近代的司法の形成と法律家」, アジア法研究 2019

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 岡崎まゆみ	4. 巻 -
2. 論文標題 朝鮮における近代的司法の形成と法律家	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 アジア法研究2019	6. 最初と最後の頁 109-123
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡崎まゆみ	4. 巻 -
2. 論文標題 Chapter4 植民地法制の展開：日本人がみた「門中」を手がかりに	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 尹龍澤・青木清ほか編著『コリアの法と社会』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 32-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡崎まゆみ	4. 巻 -
2. 論文標題 満蒙問題と團藤重光：團藤文庫所蔵「蒙古聯合自治政府」法制関連資料の紹介	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 福島至編著『團藤重光研究：法思想・立法論、最高裁判所時代（龍谷大学社会科学研究所叢書）』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 44-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡崎まゆみ	4. 巻 17
2. 論文標題 アイヌに対する「文身」政策：帝国秩序を可視化する身体と法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 出口雄一編『戦争と占領の法文化（法文化叢書18）』	6. 最初と最後の頁 113-141
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡崎まゆみ	4. 巻 17
2. 論文標題 旧韓末朝鮮の日本影響下における「訴訟観」の変化	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 松本尚子編『法を使う/紛争文化(法文化叢書17)』	6. 最初と最後の頁 113-139
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡崎まゆみ	4. 巻 22
2. 論文標題 外地・朝鮮の内地人弁護士による朝鮮認識(3)－1930年代・『法政新聞』にみる	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法史学研究会会報	6. 最初と最後の頁 144-151
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡崎まゆみ	4. 巻 -
2. 論文標題 「帝国」としての民法学へ 京城帝国大学の民法学者を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 松田利彦編著『植民地帝国日本における知と権力』(思文閣出版)	6. 最初と最後の頁 261-291
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡崎まゆみ	4. 巻 90(2,3)
2. 論文標題 「内国植民地」としての北海道近代法史試論 -- 「民事判決」分析を通じた外地法史との比較可能性を目指して	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律論叢	6. 最初と最後の頁 139-163
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡崎まゆみ	4. 巻 -
2. 論文標題 團藤重光と外地法：蒙古聯合自治政府の刑事訴訟法改正草案をめぐって	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 石塚伸一編著『刑事司法記録の保存と閲覧：記録公開の歴史的・学術的・社会的意義』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 272-294
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡崎まゆみ	4. 巻 -
2. 論文標題 第3章 帝国日本における植民地の法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 高谷知佳・小石川裕介編著『日本法史から何がみえるか：法と秩序の歴史を学ぶ』	6. 最初と最後の頁 251-276
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 3件）

1. 発表者名 岡崎まゆみ
2. 発表標題 朝鮮半島における司法の形成（シンポジウム総合テーマ：アジアにおける司法制度の形成と植民地近代）
3. 学会等名 2019年度アジア法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 岡崎まゆみ
2. 発表標題 近代的「身体」の統制と管理：「外国ではない」日本と内国植民地
3. 学会等名 第45回日本近代法史研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mayumi, OKAZAKI
2. 発表標題 Contesting Colonialism with Language : Korean Customary Laws Under Japanese Colonial Administration
3. 学会等名 Association for Asian Studies 2019 Annual Conference (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 岡崎まゆみ
2. 発表標題 19世紀末～20世紀初・朝鮮における「訴訟」観の転換
3. 学会等名 第3回東アジア日本研究者協議会国際学術大会(国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 岡崎まゆみ
2. 発表標題 帝国日本の司法秩序と「内外地司法統一論」：朝鮮における議論を中心に
3. 学会等名 第36回東洋法制史研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 岡崎まゆみ
2. 発表標題 旧韓末・朝鮮の日本影響下における訴訟観の変化
3. 学会等名 法文化学会第20回研究大会
4. 発表年 2017年



1. 発表者名 岡崎まゆみ
2. 発表標題 内国植民地 における裁判と異民族統合：帝国日本の司法秩序がアイヌ文化へもたらした影響
3. 学会等名 第6回東アジア日本研究者協議会国際学術大会（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 岡崎まゆみ
2. 発表標題 明治・大正期における婚外子の法的地位と「育て」の環境：「帝国日本」の家族政策をめぐって
3. 学会等名 比較家族史学会2022年度春季研究大会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 岡崎 まゆみ	4. 発行年 2020年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 242
3. 書名 植民地朝鮮の裁判所	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関